

第1回福岡県宿泊税検討委員会（議事録）

- 1 開催日時 令和5年5月24日（水）10時～12時
- 2 開催場所 福岡県庁 行政特1会議室
- 3 出席者 井上 善博委員、大方 優子委員、佐藤 良一委員、勢一 智子委員、
眞武 祐一委員、松本 恭子委員（五十音順）
（篠崎和敏委員は所用のため欠席）

■次第1 委員の紹介

（事務局）

委員会にご参加いただく委員の方々を御紹介させていただきます。委員につきましては全部で7名ですけれども本日まずはお出席いただいている6名についてご紹介いたします。ご紹介は、お席の順にさせていただきます。

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 井上 善博様。

九州産業大学地域共創学部観光学科 教授 大方 優子様。

公益社団法人福岡県観光連盟 専務理事 佐藤 良一様。

西南学院大学法学部 教授 勢一 智子様。

一般社団法人福岡県旅行業協会 会長 眞武 祐一様。

福岡県商工会議所連合会 専務理事 松本 恭子様。

以上6名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日欠席している委員の御紹介をいたします。

一般社団法人日本旅行業協会九州支部 支部長 篠崎 和敏様が本日所用のため欠席しております。委員の紹介については以上でございます。

また、本来であればここで皆様に委嘱状の交付をさせていただくところですが、本日は議事の時間が限られておりますので、皆様のお席に委嘱状を資料と一緒に、配布させていただいております。どうぞご了承いただきたいと思います。

それから本日の委員会資料として、お手元の次第に記載のとおり、委員名簿、配席図、資料1から5それぞれと、参考資料1から4を配布しております。資料等について不足がある場合は、委員の方にお知らせいただければと思います。

続いて、報道機関の方々に申し上げます。お配りしております「取材要領」を遵守していただきますとともに、録画や写真撮影につきましては、この後行います、局長の挨拶までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

■次第2 山北観光局長あいさつ

（山北観光局長）

皆様おはようございます、福岡県観光局長の山北でございます。

皆様におかれましては、ご多忙の中、福岡県宿泊税検討委員会委員への就任を快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

観光は産業の裾野が非常に広く、大きな経済効果を生み出します。人口減少、少子高齢化が進む

中、観光振興に取り組み交流人口を増やし、そして消費と雇用を生み出していくことは地方創生を進める上で非常に大事なことと存じます。

このため福岡県では、平成30年に観光施策を推進するために財源確保策等について検討する「福岡県観光振興財源検討会議」を設置いたしました。

この財源検討会議におきまして、慎重にご審議いただきました結果、新たな観光振興財源として宿泊税の導入が適当である旨の提言がまとめられ、平成30年11月に本県に提出されました。この報告書を踏まえ令和元年7月に福岡県宿泊税条例が可決成立。その後総務大臣の同意を得て令和2年4月1日に福岡県宿泊税条例を施行し、現在導入から3年が経過したところでございます。

宿泊税条例の附則第6条におきましては「条例の施行から3年経過後、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されております。この規定に基づき、今回委員の皆様には宿泊税に関する検討をお願いするものでございます。

宿泊税導入当初からコロナ禍に見舞われましたが、県内各地の観光産業を強化し、地域の活性化を図るため、令和2年度から4年度までの3年間、宿泊税を活用し、「受入環境の充実」「観光資源の魅力向上」「効果的な情報発信」「観光振興の体制強化」「市町村への財政的支援」に鋭意取り組んできたところでございます。

今月8日には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に変更されました。この機会を捉えて、本県観光の本格的な復興と新たなステージへの挑戦を目指してまいりたいと考えております。

結びに当たり、この検討委員会が活発な議論の場となりますよう、委員の皆様にはそれぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますよう心よりお願い申し上げます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。

■次第3 委員長の互選、副委員長の指名

(事務局)

続きまして、「委員長の互選」に移りたいと思います。資料1に、別紙1としまして、本委員会の設置要綱をお配りいたしております。要綱の第4条第2項の規定によりまして、委員長につきましては委員の互選により選出することとなっております。

委員長の選出についてご意見がある方は、挙手をお願いいたします。

(委員)

この福岡県宿泊税検討委員会の名簿ということで、拝見をしております。この中で、私の意見でございますが、以前も観光振興財源検討会議からご一緒させていただいております西南学院大学の勢一先生が、委員長に一番適当だというふうに思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

委員からご意見をいただきましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員了承)

(事務局)

ありがとうございます。それでは皆様からご了承いただきましたので、勢一委員、委員長の就任よろしくお願ひできますでしょうか。

(勢一委員長)

はい、承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは勢一委員長は、委員長席を前の方に設けておりますので、お手数ですがご移動の方お願ひいたします。

ありがとうございます。

■次第4 委員長あいさつ

(勢一委員長)

ただいま皆様から互選いただきまして、委員長に就任いたしました勢一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は平成30年に設置されました福岡県観光振興財源検討会議において、東京大学名誉教授の神野直彦委員長のもとで副委員長として携わらせていただいております。

検討会議での議論を踏まえまして、福岡県に宿泊税が導入されておりますのは、先ほど局長からご紹介いただきましたとおりでございます。

今回、会議のとりまとめ役として微力ではございますが力を尽くしてまいりたいと思っておりますので皆様のご協力をどうぞ宜しくお願ひ致します。

さて、昨今の宿泊税に関する国内の動向をみますと、新型コロナウイルス感染症にかかる行動制限等の緩和で観光需要が高まってきております。ここでは独自財源として宿泊税の導入を検討するという動きが広まってきているところです。

直近では、長崎市が今年4月から新たに宿泊税を導入しておりますし、沖縄県や沖縄県内の5市町村、札幌市など、複数の自治体が導入に向けて検討を行っているといった報道もございます。

また2020年に観光庁とUNWTOが公表した「持続可能な観光ガイドライン」におきましても、持続可能な観光のために財源措置の先行事例として宿泊税が紹介されているということでございます。

観光における課題解決のための独自財源確保策といたしまして、宿泊税が今後もさらに注目されていくことが予想される状況になっております。

本会議では県の条例に基づきまして、社会経済情勢や県の宿泊税条例の施行状況について検討して、今後の福岡県の宿泊税のあり方について議論していくこととなります。

皆様の深いご見識、豊富なご経験をもとに、是非とも忌憚ないご意見を頂戴できればと思っておりますので、是非ともよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、お手元配布の先ほどの設置要綱にございますとおり、委員長は要綱第4条第4項の規定に基づきまして、副委員長の指名が必要ですので、委員長の方でご指名をお願いできますでしょうか。

(勢一委員長)

はい。ありがとうございます。

今事務局からご説明がございました。副委員長の指名を行う必要がございます。

副委員長ですけれども、観光学がご専門で、県の観光審議会の副会長を務めておられる、九州産業大学の大方委員をお願いしたいと考えております。

皆様方にご了承いただけるようでしたらご指名したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(委員了承)

(事務局)

ありがとうございます。それでは大方委員は副委員長席の方にご移動をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、勢一委員長をお願いしたいと思います。

■次第5

議事(1) 福岡県宿泊税検討委員会の概要・スケジュール

冒頭、事務局より資料1～2について説明、その後意見交換

(委員)

勢一先生とは財源検討会議で一緒させていただいておりました。このメンバーをみて、もうちょっと別の視点で見れるような方がいらっしゃったらよかったのかなと思いました。これはもう県が決めたことなので、私がそこを決める立場にはない。選ばれた立場でここに来ていますから。そのように思っております。またこの後、議論が進むにあたってですね、我々宿泊業界の意見・考え、その辺を述べさせていただきたい。そのように思います。

(勢一委員長)

ありがとうございます。差し支えなければ、例えばどういう分野の方、あるいはどういうご専門の方が足りないのではないかとということがございましたらお願いします。

(委員)

まず、利用者目線。この宿泊税を支払う宿泊客の皆様の立場は、どうなるのだろうという思いがあります。

(勢一委員長)

宿泊税を払っておられる、だから観光客の方とか、ビジネスの方々ってことですね。

(委員)

そうですね。

(勢一委員長)

それ以外は、ございますか。

(委員)

税法、税制の詳しい先生。

(勢一委員長)

税の専門家ですね。

(委員)

敢えていうならこの2つくらいの専門家の方がいらっしゃった方がいいかなと。

(勢一委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。今のご意見、他の委員の先生方も、少し思うところおありかと思えますけれども、私も、このメンバー自体は非常に専門の方がたくさん集まっていてよろしいと思うのですが、ここが足りないのではないかという部分については、何らかの形で知見や情報を補って我々が議論できた方がいいのではないかと考えているところです。

例えば、専門家、税の専門家のヒアリングをしていただくとか、あとは利用者の声はどうやったら拾えますでしょうかね。皆さん、お考えあったらご知見いただきたいのですが、ちょっとアンケートをいただくには少し時間がないですね。利用者の声を拾うような方法があればそういうもの、ここで皆さんに共有して、議論ができればよろしいかなと思いますので、もしこの後の議論でも、こういう形でこんな情報を収集してみんなで共有した方がいいのではないかというようなことがございましたら、適宜そのタイミングでもご発言いただいて可能な限りで事務局の方にご対応お願いできればと思いますが、皆さんよろしゅうございますか。

(委員了承)

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。まず、委員の先生方の選定の考え方でございますけれども、平成30年に開催しました、福岡県の観光振興財源検討会議、こちらが10名の委員の方々に構成させていただいていたところでございます。この委員の構成でございますけれども、本日、今回もご参加をいただいております、西南学院大学の勢一先生、それから旅館ホテル組合の井上理事長、それから県観光連盟の濱田専務理事は、異動関係で代わられておりますけれども、今回も引き続き県観光連盟の佐藤専務理事に引き受けていただいております。それから、大学の先生で観光学というところでは、前は九州産業大学の千先生に参加をいただき、今回は大方先生ということでお願いをしております。それから、経済界というところでは、前回、北九州商工会議所さんと、福岡商工会議所さんからご参加をいただいておりますが、今回は、宿泊税条例の施行から3年たった見直しということもございまして、福岡県商工会議所連合会から松本専務理事にお願いをしているという状況でございます。それから、前は委員長の神野名誉教授、それか

ら、一橋大学の吉村教授にもご参加いただいております。先ほど委員長からもご提案をいただきましたけれども、何らかの形でヒアリング等も通して、そこを補っていきけるような形にできればというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

それから、いま九州観光機構と申しますけれども、当時は九州観光推進機構というのがございまして、当時は宿泊税を導入するという前提ではなくて、広い形で観光政策を行う際に、どうやってその財源をどう確保していくのかという、広い知見も必要だということで、当時は九州観光推進機構からも参画いただいておりますけれども、今回は宿泊税の見直しということで、今回の7名の委員の方々をお願いをしているという状況でございます。

それから、今日のご欠席ではございますけれども、日本旅行業協会の九州支部長の方に当時もご参加いただいて、今回もご参加をいただいております。

それから、地元の旅行業協会の代表として、福岡県旅行業協会からも新たに参加をいただいているところです。そういう構成になっておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

それから、観光客目線というのは、非常に大切なところだと思います。そういった視点は我々も必要だと思っております、この3回の委員会の中で、中間取りまとめを行った際にパブリックコメントを実施するということで、広く意見を募りたいと考えているところでございます。

以上、事務局から説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

(勢一委員長)

ありがとうございました。委員の皆様方、よろしゅうございますか。

(委員)

一言よろしいでしょうか。

(勢一委員長)

はい、お願いします。

(委員)

県観光連盟は、どちらかというと宿泊税を使わせてもらう立場でございます。常日頃、業務に携わっていると思うことは、この宿泊税がどのように使われていて、自分たちの負担がどのようなサービスに反映してきているのかという、お客様方がそれを意識できるような、知ってもらえるような取り組みが大事ではないか、ということです。やはりお客様にご負担いただいたものなので、それが福岡県内の各地域でどのような使われ方をして、それが自分たちの利便性向上にどう役に立っているのか、そういうのをこれから、皆さんの意見をお聞きするのも大事ですけれども、事業をやっていくにあたってはそれを意識しながら、情報提供していくということも大事なのではないか、と感じております。

(勢一委員長)

貴重な意見ありがとうございました。まさに宿泊税がどのような形で、地域や利用者の方に還元されているのかというのは本当に重要なことで、それこそ透明性を持って示さなければいけな

いことではないかなと思ってご意見を伺っておりました。ありがとうございます。

これとも関係して私から少しご提案を申し上げたいのですけれども、先ほど事務局の説明の中でいただいた、別紙の2のところ、この委員会の公開に関する要領で、原則非公開で予定されているというご説明でした。ただやはり、宿泊税のこれまでの状況と、今後どのように活用していくべきか、まさに地域の観光のあり方とか、地域のまちづくりにも関わることになりまし、利用者の目線という意味でも、現状まず知ってもらうということが大事だと思います。

ですので、委員会を完全に非公開にするのではなく可能であれば委員会自体も公開、あるいは公開での議論が皆様の活発な議論を妨げる要素があるのであれば、議事については制限を付けることもあり得ると思いますが、少なくとも資料、配布の資料であるとか議事の概要ですね、どのような意見が出たかっていうようなことは少なくともそこは公開にする必要があるのではないかと考えているところでございますが、皆様方のご意向はいかがでございましょうか。

(委員)

先生がおっしゃるならあれですけど、私もこれから言うべきことを言わないかんもんですから。公開して良いならばんばん言いますけどね。

(勢一委員長)

むしろ公開の方がご発言、皆さん責任を持ってされやすいですかね。いろんなところへのメッセージという意味では、いかがでしょう。

(委員)

一回目でやるのか、すぐに決めてやるのか、次からどのようにするのか、その辺はやっぱり県庁さんの判断があると思いますが。

(勢一委員長)

おそらく公開にするというように前を前提に第1回の会議に皆さんご参加いただいていませんので、第1回についてはこの最初の想定で非公開で議事を行いまして、もし皆様方の了承が得られるようであれば資料と議事概要をお示しすると、公開をするという形にさせていただいて、もし議事自体も公開でも支障ないというご判断であれば、第2回以降は公開で議事を進めるというような形もあろうかと思いますが、皆様方のご意向いかがでございましょうか。

(委員)

パブリックコメントが最終的に出てくるので、公開・非公開というものについては県側の気持ちもあるでしょうし、この委員会のメンバーにしても先ほど委員が言いましたように人数が足りないのではないかと、中身が足りないのではないかと、と言われましたけども、このメンバーであるというかたちの、いま議論が成されれば、次からの分についても非公開で良いのではないかと。

パブリックコメントはどれぐらいの規模でどのような形でなされるのかわかりませんが、その途中の内容について我々は検討するというかたちですので、あり方・方針があるのでその分はまとめて後に、その分が出れば良いのかなと。我々がこれを出して、提案出しますので、その分の途中経過を公開してどうのこうのっていう問題ではないと思う。

実際問題、委員のところもそうですけど、宿泊業、それから我々は送客する方の人間でもありますし、その分についての話もあとから出てくると思うので。

いまのところスケジュールの内容で「このままいきましょうか」という話をさせていただいたところだと思います。公開・非公開は、別の段階じゃないでしょうか。

(勢一委員長)

はい、ご意見ありがとうございます。ご意見ですと、会議の、もちろん取りまとめは公表をするというそれは成果物として公表して、パブリックコメントはインターネットも含めて全体で共有して意見をいただくということですが、私の提案としましては、パブリックコメントは期間がまさに一か月くらいしかありません。それだと、住民とか関係者の皆様もその1ヶ月で報告書を見て意見を言えと言ってもなかなか準備ができないので、議論をしている時の私たちがこれから参照するいろいろなデータであるとか県が取りまとめたいろいろな説明の資料ですね、これを適宜出していく、という趣旨で公開・公表をご提案しております。皆さん色々なところで関わりになっておられると思いますけれども、通常の審議会ではむしろ公開が原則です。

特に宿泊税については、福岡県は、県と政令市が同時に宿泊税を導入して、それを活用しているという状況でして、全国的にも非常にまれな環境にあります。そういう意味では、福岡市や北九州市の宿泊税の活用と、福岡県の宿泊税の活用がきちんとバランスよく行われているのかというようなことも、実はしっかり議論をしなければいけなくて、そういう意味では本委員会でのデータもきちんと出す、おそらく政令市の二つも同じタイミングで制度を導入しているので、同じような見直し・検討を進めることになろうかと思えますから、そちらの方もきちんと情報をオープンにさせていただいて県民や市民、事業者、皆さんが本当にちゃんと効果的に活用されているのかということを知っていただく、その上でパブリックコメントをするということにできれば理想的で、実はこのパブリックコメントっていうのはどなたでも意見が言えるので市民、県民だけではなく関係している事業者の方々も意見を出す機会はこちらで担保される形になりますので、可能であればより皆さんの意見を広くいただけるように各回の委員会の段階でその資料など出すというようなことができればと思っておりますので、このような形についてはいかがでしょうか。

(大方副委員長)

勢一委員長のご指摘の通りだと思います。全体の資料も議事録の公開も、もともとは公開を前提にされているようではございますし、勢一先生ご指摘のように、私もほかの国の審議会に参加する場合は、例えばですが、最低賃金とかの交渉になるところは非公開にしますが、こういうオープンなところは原則公開という流れになりますし、今回委員会のメンバーも公表されていますし、皆責任を持つという意味では公開であろうが非公開であろうが責任をもっているというのに間違いありません。あとは私から言うのもなんですけど、勢一先生の横でございますので、勢一先生のご意見に基本的に賛成でありますので。

(事務局)

いろいろご意見いただきましてありがとうございます。私ども、既に目的税として導入されている森林環境税にならって、今回原則非公開でスタートを切らせていただいたところでござい

まずけれども、お手元の資料1の別紙1の福岡県宿泊税検討委員会設置要綱の2ページ目、第8条に「この要綱に定めるもののほか委員会運営に必要な事項は、委員長が別に定める」というふうな規定もございます。この委員会の中で、そういった方向性がいいのではないのかということで委員長の方でご決断をいただければ、今回非公開ということでスタートさせていただきましたので、この要領も今後変更いたしまして、次回から公開という形も取れると思っております。

なお、別紙2の公開要領は今、原則非公開となっておりますが、裏面の第9条で議事録等の公開というのは、もともとこの会議自体はいろんな議論があるかと思ひまして闊達な意見をいただくということも含めてここはクローズドで。ただし、ここで議論をいただいたことについては、速やかに皆様方の議事録をご確認いただいた後にホームページ上で公開をしようというたてつけにはなっているということは、改めて説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(勢一委員長)

ご説明ありがとうございました。事務局の方としてはこちらが決めたら、対応いただけるということなのでもし差し支えなければ、次回以降は議事を公開するというところで。

ただし、何らかそのタイミングで公開することに差し支えがあるような資料ですとか、ご意見等がある場合にはその部分は非公開の確認を委員会でして非公開にすると。

その場合、議事録とか、会議資料についても同様にさせていただければと思います。皆様の方で、「公開はできないけれどもこんな重要なデータがありますよ」というような場合には、可能な限りで提供いただくということも可能かと思ひますので、差し支えなければそういう形でお願いできればと思います。よろしゅうございますか。

一応、少々お時間ちょうだいしましたけれども、本委員会の役割とか全体像ですね、各委員の皆様と共有できたかと思ひます。福岡県全体の利益、また福岡県にお越しいただいて、利用して宿泊税を負担していただく皆様方のためにも、本委員会で活発な議論を行っていきたいと思ひますので引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

発言して宜しいですか。

(勢一委員長)

議事に入る前でよろしいですか。

(委員)

先ほど山北局長さんから忌憚ない意見をというご挨拶もありまして、忌憚ない意見ということで。事務局におかれては、今回たくさん資料を作っていただきまして誠にご苦労様でございます。

我々がここに臨むにあたってですね、どうしてもその宿泊事業者ということでこれまでの、3年前もいろいろ振り返ってご発言をさせていただきたいと思ひます。

まず、結論を言いますと、我々旅館ホテル宿泊業界は、宿泊税ありきということになっていますが、根本的に反対です。宿泊税を廃止されたい。こういったことをまず冒頭に述べさせていた

だきます。

理由といたしましては、まず導入時に、小川知事と高島市長、その後、北九州市がのってきたわけですが、我々財源検討会議と約束したやり方からちょっと違いがあったと。それで、政令市と福岡県の配分が、財源検討会議が小川知事に答申したものと違って、結局政治的妥協で終わった。

次に、もう今は一切出ていませんが、新型コロナウイルス感染症の発生により、大変厳しい状況で私どもその導入直後の4月の県議会において、反対、延期そういったことを申し述べさせていただきましたが、宿泊税はそれまでの議論があるということで、辛抱してやってくれというような形で協力をして参りました。それがありません。そして結果、これまでですね、旅行業界さんもそうでしょうけれども、これだけのダメージを受けた中でこの宿泊税の負担はですね、非常に事務的な部分でも我々組合員さんの声を聞いて非常に面倒くさいとかですね、非常に煩雑化する、そういったことから、是非とも宿泊税をもう1回検討するならば見直して欲しい。

ただ、今回宿泊税導入後から3年経過した中で言いますと、宿泊税で実際に事業を実施したのだろうか。国からのコロナのいろんな予算の中で、県の方もいろいろ苦慮されて、この宿泊税の補填とか穴埋めという形でやってらっしゃるとい部分があります。なので、そもそもこの3年は検討に値するのか、と我々は疑問を持っています。我々宿泊業界は、この宿泊税について宿泊税ありきという議論でこの検討会進められていますが、そもそも私たちは反対、廃止するという立場でございます。

(勢一委員長)

できましたら、多分その宿泊税のあり方自体が問題だというご発言は他の場所でもあると思います。ですので、とにかく反対だから検討をするに値しないって言うてしまうとここで議論終わってしまいますから、その中でどこが税の制度としてけしからんのか、どこが機能していないのか、先ほどのご発言の中でもそもそもこれ宿泊税を使うべきところだったのかというような、ご指摘がございました。ですので、具体的に「ここがおかしい」と指摘いただければ。

(委員)

正常じゃなかったから、そういう状況じゃなかったけれど、導入されたけどコロナでそれどころじゃない状況に我々は陥りました、ということをごきちと申し上げて基本的に宿泊税は反対してくれというふうに皆さんに。

(勢一委員長)

ですから、そういうご意見が業界からあったということ自体については、一つご意見として承って、それは重要な声だと思えます。その上で、具体的にコロナの影響を検討に入れるとすれば、どのような議論ができるのかってところも、それ自体かなり難易度は高いですが、我々はそれを含めて、ただこの後、コロナ後の観光のあり方のためには、しっかり財源がなければカバリーもできませんのでこの部分も合わせて、ご意見をちょうだいしてどう宿泊税を考える必要があるのかということですね、各論を是非やりながら、総論の議論もさせていただきたいと思えます。まさに現場で3年間大変な思いをされたところの代表でいらっしゃる委員にも、各論のところでも具体的なご指摘もって頂戴したいと思えますので、是非ともこの後の議事の中で引

き続きよろしくお願ひできればと思ひます。

私の不手際で時間が超過をしておりますけれども、具体的な議事の方に入って参りたいと思ひます。

議事（2）でございます。宿泊税制度の概要と本県の観光を取り巻く状況についてということですので。事務局、ご説明お願ひいたします。

■次第5

議事（2）宿泊税制度の概要と本県の観光を取り巻く状況について
冒頭、事務局より資料3について説明

（勢一委員長）

はい、ありがとうございます。残り時間を考えたときに少し議事を効率化したいと思ひます。

次の議題（3）の、宿泊税条例の施行状況について、ここまでは現状、事実確認になりますので、ここまで事務局は引き続き、ご説明をいただき、議事（2）と（3）合わせて、各委員の皆様からご意見を頂戴したいと思ひます。資料4についても、引き続きご説明お願ひできますでしょうか。

■次第5

議事（3）宿泊税条例の施行状況について
事務局より資料4について説明、その後意見交換

（勢一委員長）

はい、説明ありがとうございます。それではこの後、資料3と4につきまして皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思ひます。20分ぐらいお時間が取れればと思っております。そのあと、もう一つ重要な議事がございますので運営にご協力ください。

資料3の方につきましては社会情勢の変化等のご説明でした。事実確認であるとか、今後の議論に必要なデータ、情報等ございましたらご指摘ください。資料4の方につきましては、主な税充当事業のご紹介がございました。この各事業に対する評価ですとか今後活用すべき事業に対する提案などをお願ひできればと思ひます。どなたからでも結構でございますのでご発言よろしくお願ひいたします。

（大方副委員長）

資料4の、宿泊税の状況についての実績と効果のあたりのところについてなんですけれど、これは意見になりますが、この宿泊税がどのように使われているかということを負担する側に理解していただくということは非常に重要だと思ひます。その判断の材料となるのがこの実績と効果の報告の部分かなと思っております。ただ、その視点で資料4を見た時に、内容というか表現が問題かと思ひますけれども、宿泊税をどのように使って、どのような良いことがあったというのを提供者目線で書かれているのかなと思っておりますが、結局これが税を負担した人に対して「こういう良いことがあったよ」という視点が加わってもいいのではないかと思ひました。例えば、受入環境の充実も、もちろんその提供者、宿泊施設側に「こういった使われ方をしてこうい

うことができたよ」という報告ももちろん大事ですけども、それによって、利用者にもこういう良いことがありましたとか、情報提供できました、情報発信できました、その先に利用者はより便利に、いろんな情報を知ることにつながりますよね、というような、もう一步利用者に踏み込んだ視点が加われば、負担者に理解がより深まるとか、深めることに繋がるのではないかなと思いました。

(委員)

2点ございます。

1点目は、特に副委員長の仰っていることに大賛成でございます、資料4には実績が並んでいますが、効果の分析をもっと書いた方がいいのではないかと思います。利用者目線の効果の話もありますが、例えば受入環境の充実であれば支援件数が212施設とありますが、これはどう評価すべきなのかと。いま県内何施設あって、うち何施設です、といった表現が必要ではないかと思えます。それと、例えば5ページであれば、2022年度の事業なのでコロナもあってこの効果が分かりにくいかもしれないんですけども、「これ、作りました」でとどまっているので、作ったことで例えば何か観光客数がどう増えたのかとか、できれば認知されてないエリアが認知されるようになったとか、そういう表現が必要ではないかと思えます。改めて資料1を見ますと、おそらく今日の委員会は宿泊税による事業の実績の評価というのがメインテーマだと思いますので、これがしっかりここで共有されないと宿泊税に効果があったと言えないのではないかと思います。

もう一つ、資料3ですが、例えば6ページ、今回社会経済情勢で一番大きかったのがコロナだと思いますが、一つはビジネス客が戻ってないという原因をもうちょっと分析した方がいいのではないかと思います。もともと福岡県内はビジネス客が非常に多かったような気がしますので、それによって例えばこの回復が遅い、なぜ回復が遅いのかという分析があった方がいいのではないかと思います。もう一つは、大都市圏が回復しているのは、インバウンドが先に回復したことが非常に大きいと思いますので、社会経済情勢としてはその外的要因をもう少し加えた方がいいのではないかと思います。

(委員)

資料3「本県の観光を取り巻く状況について」ということで、6ページですね、これがコロナの実態を反映していると思いますが、その2019、20、21ということの中での我々宿泊業界の稼働率に着目いただきたい。これは、経営者という意味合いで言うと、本当に人流が止まって、経済活動が止まり、正直申し上げてこの稼働率の低減ですね、私も組合の理事長をしています、福岡県全体の宿泊、業者の取りまとめの稼働率を表しているかと思えますが、この中でどれぐらいの経済損失が起きたかということもしっかりと検証いただきたいと思えます。同時に、事務局のご説明にもありました通り、いろいろな支援策もございました。Go To トラベルキャンペーンから国内旅行支援、福岡県の避密の旅、たくさんのご支援いただきました。今年2月に、衆議院の予算委員会に呼ばれて、国会議員の先生にいろいろお話をさせていただきましたが、この機会損失の中でまだまだ埋めきれないもの、そして、借入を起こしているいろいろ苦勞している部分、あるいは、原材料価格の高騰、エネルギー価格の高騰、人件費の高騰と様々な部分で非常に厳しい経営を余儀なくされているという実情まで考えていただければと思います。

続いて資料4の「宿泊税条例の施行状況について」ですが、私たち宿泊業者に対して、まずは受入環境の充実ということで3ページ4ページとかですね、そういった部分をしていただいていると思いますが、実を言うと、まだまだ受入環境の充実が図れてないというお声を聞いておりますし、ご存知の通り令和5年度の今、観光庁さんが高付加価値化事業という形で、この5月末から6月頭でいろんな都道府県で採択をします。ちなみに、国は最初500億、次は1,000億、今度令和5年で1,500億という予算規模で今やられていますけれども、正直申しまして全国で考えるとやはりばらつきがありまして、すべてが採択されるわけではないと。補助金もいただきますけれども、もちろん消費税は事業者負担でございますし、それに対する借入、金融機関への返済というようなことでやっておりますので、我々福岡県の宿泊事業者からしますとありがたい施策であると感謝を申し上げますと同時に、まだまだ行き渡ってないと。いろいろなお客様に対して人にやさしいということでこのバリアフリーとかですね、ユニバーサルでございますけれども、そういった部分に対してはまだまだ足りていないということです。

あと、デスティネーションキャンペーン。ご説明の通り、この前、別府でプレゼンがあって県知事さんもお見えになったと聞いていますけれども、こんな形の中で旅行会社さんも含めてバス事業者さん、交通関係、そういった方々と我々宿泊業一体となって人を動かしていくために大いにお使いいただいたらいいと思っております。

(勢一委員長)

ご意見ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょう。はい、よろしく願いいたします。

(委員)

私は福岡県旅行業協会の中で、約100社の中小の旅行社がありまして、その協会ですけども、主に地域密着型の旅行社が多いと思われまして。その中で、当然地域に密着するということは、すべてのことじゃありませんけれども、地方の行政と同時に、各種団体の方々と組み合わせをして取り組んでいる旅行社が多いと思います。その中で、この宿泊税の、先ほど書いてありました、中身についてですね、いろんな補助、市町村に交付金が出ていると。これはものすごく市町村にとっては非常に財政厳しいところがありますので、この少なからず交付金が出るということは非常に魅力的なものであると。これは地域で考えた中身を、うちの行政の方には申し出て、活用するわけですけども、この分についてはやっぱり地域性の高い、事業拡大のためになると思いますが、もちろん地域には、観光協会もありますし、そういう中の連携でやれるということの面白さというのは、これは宿泊税については非常に喜ばしいことだと思っています。当然これは継続されると思いますけれども、我々は、非常に宿泊税、もちろん取扱事務が大変だと思っておりますけれども、全国旅行支援も、Go To Travelも、避密の旅も非常に事務処理が大変だったというのは記憶にあります。今後これもなくなると、ほっとするというのも一つの気持ちだと思っておりますけど、これからはですね、とにかく動かしていこうと。動こうじゃないかということで、やっていかなきゃいけない時期だと思っております。この6月から12月までの半年間、とにかく必死でやらなきゃいけない。その中に一つ、この分が入ってくると、面白いなというのが出てくれば地域性も、交流が深まってくるとは思っています。そういった小さいことですけどもこれが継続できることが非常に喜ばしいとは思っています。先ほど宿泊税に反対だというお話がありましたが、我々宿

泊客を送る側としましては、受け入れの方が大変だと思います。我々が送客する時には、消費税も入ります。内税ではありません。今度インボイス制度で変わるとは思いますけども、内税の中の部分で処理をする。これ、今は消費税というのは別に、税別という表現ですけども、そういった形の部分で取得をしてその後、旅館、それからクーポン発券のところの部分も含めて、処理をしなければいけない。そういう中でやっておりますので、大いにこれを利用していただいて、そしてこういう関心を持ってもらう、ものすごくまた盛り上がってくると思います。ただ、インバウンドについてもそうですけれども、今までは団体旅行が入ってくるのももちろんそうだと思います。まだまだ個人客というのが受け入れはしていません。観光、国の分は団体、大手旅行社するでしょうけども、小さい旅行会社、ファミリー、グループ、個人についてのインバウンドというのはまだまだ、余地があるのですね。入ってくる余地があるしその分の我々の活用もあるかと思っています。これ直接関係ありませんけども、やっぱり誘客できるという体制であれば、もっともっと伸びてくると思いますので、これは利用していきたいなと思っています。

(勢一委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。ご意見、よろしゅうございますか。

(委員)

時間もない中で恐縮です。今の議題と少し離れてしまうかもしれませんが、前回のその財源検討会議の方に私は参加していないこともあってなんですが、宿泊税の廃止を求めのお声があって、旅館事業者の皆様がなぜに反対をするのかという意味で、納税手続きが負担になるとか、はたまたお客さんがそれで嫌がって競争力が落ちるのか、また別の理由があって反対されるのか。やはりそういう声に対してもしっかりとこたえていくのがこの委員会のお仕事と思うので、そんな中、稼働率の話があって、旅館の稼働率がもともと低いのにこのコロナで相当低くなると、観光事業者の協会の集まりの中で一番今、心配されているのがコロナ禍で事業継続のための公的な支援をいろいろ受けられたところがあって、そういったところの過剰債務という問題に今変わりつつある。コロナが明けて返還をしていかなきゃいけなくなったときに、返還ができる体力が戻っていません。これは先日の日本観光振興協会の理事会の中でもご指摘をいただいております、福岡県内においてもそういう事業者さんが直面する課題というのは大きいなと思うので、宿泊税が直接関係するのとは分かりませんが、そういうお話も聞いていただければいいなと思ったところでございます。よろしくお願いします。

(勢一委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。各委員からいろいろご意見をちょうだいいたしました。最後まとめに近いようなお話をいただきましたけれども、やはりもう少し現状の問題の原因について、深掘りできるような形のデータや情報を少し事務局の方には用意いただいて、どこの部分の支援が必要なのか、というところですね、すでにやっている事業でもっと手厚くするという対応と、あとは届いてないところに手を届かせるっていう対応も必要だと思います。それは支援をするって意味でもそうですし誘客の方で新しい事業を展開していくって、もう両方あると思いますので、少しもう少し現状深掘りできるようなところ、お願いできればと思います。

あと事務処理が大変というのは多分全国的にいろいろ言われている指摘だと思います。福岡県

のデジタル化、私は非常に遅れていると思っていますので、県の事務の効率化で合わせて市町村や事業者の方々が効率的に処理できるもの、そういう体制を整えるということも非常に重要だと思いますのでご検討いただければと思います。

特段、事務局の方からご説明があればお伺いしますけれども、なければ、次の議事に移りたいと思いますが、事務局いかがですか。

(事務局)

多岐にわたり様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今回お示しした資料ですが、例えば効果であったりとか、それから事業者さんのいわゆる状況であったりとか、そういったところが資料には不足していたというようなご指摘をいろいろいただきました。先ほどいただいたご意見をしっかりと整理をさせていただきまして、勢一委員長ともご相談をさせていただきながら、次の中間取りまとめ案に可能な限り反映させる形で取り組んで参りたいと思っております。本当に貴重なご意見ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

(勢一委員長)

ありがとうございました。それでは最後の議事に移ります。

多分本日一番大事なところでございます。税制度のあり方検討についてということです。時間がかかり限られてきましたので事務局の方から効率的に、ご説明を頂戴できればと思います。よろしくお願い致します。

■次第5

議事(4) 税制度の在り方検討について

冒頭、事務局より資料5について説明、その後意見交換

(勢一委員長)

今、ご説明をいただきました制度設計に関する議論、資料5につきまして、皆様からご意見ご質問を頂戴したいと思います。

今日の議論を踏まえまして、税の条例に必要な措置を講ずることを検討すべきかどうかというところに繋がって参ります第2回の委員会における取りまとめにも繋がりますので、ぜひ今の時点で、ご意見ご質問しっかりお出しいただければと思います。

(委員)

本当に先ほど冒頭からお話をさせていただいたことを繰り返してございますけれどもこの経緯を勢一先生も私もその3年ちょっと前、参加させていただいて、そもそも私たちはもう反対だという意見をもう一度改めて申し上げます、廃止していただきたいということがまず結論です。

そのことを踏まえて本当にこのコロナの3年間で検討する材料があるのかなと、当たり前ではない状況を世界が、日本が経験したことない状況の中で、この検討についていささか疑問があるということです。

それと、このスケジュール感も非常に早いなと思っています。丁寧な議論をするためにはもっと時間をかけなければいけないのかなと思っています。

それとも最初からですね、今回決まれば5年先と。我々はコロナというのを想像したでしょうか。2018年ラグビーワールドカップがありまして大変沸いていました。インバウンドも来て上がり調子でした。それが瞬く間に、2020年のダイヤモンドプリンセスから始まって、まさかこういうふうに陥るとは誰も思ってなかったと思います。そんな中で、この議論を進めるスピード感の速さ、それと導入ありきといったやり方に疑問を持っています。やっぱり5年後の見直しは、ちょっと状況がどうなっているのかなと感じている次第です。

私は再来月、全国の旅館ホテル連合会の会長に就任しますけれども、いろいろなところで「福岡県の宿泊税っておかしいよね」と言われています。その中で政令市と福岡県のこういった、言葉が悪いかもしれませんが、いびつな体系についてはちょっとおかしいなというふうに思っていますし、改めて申し上げますと先ほど勢一先生から福岡市と北九州はどんな議論しているのかなと、福岡市と北九州市が一体、福岡県とは別にどういうお考えか、ちょっとしか書いてないですよ、ここには。そういった資料もないということで、今後本来ならばこの議論というのは、福岡県が主導してやるべきじゃないかというふうに思っていて、当時の観光局長さんとか知事にも申し上げたなという記憶を思い出しております。

(勢一委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。私も思い出しながら拝聴しております。他の委員の方々いかがでございましょうか。

(委員)

意見ですが、まず6ページの「税收と行政需要のバランスを検証することは困難」という説明ですが、これはどうしてなのかなと。これを言い切られると、何か全部議論ができないのではないかなと思います。

また、1ページの本県における検討時の留意点として「コロナの影響があったので税制導入の影響を検証することが容易ではないことを踏まえて議論を進める必要がある」というのはどうしてなのか、これはすごく私大事な点じゃないかなと思いますが。

1点目の税收と行政需要のバランスというのは、その税收の中で予算を組むわけですから、コロナの中で税收見込みを立ててそれに応じた必要な施策を打っていったということであって、それはそれで検証すべきではないかと思います。

2点目のコロナで税制導入の影響を検証することが容易ではないというのは、それがすごく事務局の本音だと思いますけど、それでは議論が始まらないのではないかと。「これはコロナの影響でこうなっています」とかいても、事実は事実であるわけで、これはあくまでも参考点ではないでしょうか。コロナの影響があったので、当初予定されていた税收であるとか事業であるとか、それがうまくいかなかったというのが筋ではないかと思うのが一つです。

それと、先ほど委員からもお話がありましたが、今回の福岡県の宿泊税の特色として市町村に交付金をやっていて、そこが非常に重要なポイントなので、そこは何かこの制度設計のところに入れた方がいいのでは、検討事項になるのか、その特色として入れた方がいいのではないかと思います。

(勢一委員長)

ご意見ありがとうございました。

今ご指摘が半分、質問が半分だと思いますが、この「税込と行政需要のバランスを検証することは困難である」と6ページにあります。これについて事務局から少し補足いただけますか。

(事務局)

非常に混乱をさせるような書きぶりになっておりまして大変恐縮でございます。

宿泊税は法定外目的税なので、需要があつて税率が決まってくるという考え方が適当であると思っております。

要は、コロナで税込が大きく動いたことや、宿泊税を導入したこと自体も含めて、それによって旅行客が減少したと、そういったようものは、なかなかこの令和2年から4年にかけては的確に検証するのは難しいという意味合いで書かせていただいております。全てにおいて難しいという趣旨ではございませんので、そこはご理解をいただいて適切な言葉に変更するなり、そこはまた私も是非とも検討させていただきたいと思ひますし、委員長ともまたご相談をさせていただきながら適切な言葉にさせていただければというふうに思っております。申し訳ございません。

(勢一委員長)

ありがとうございます。

そしたらこの言葉の修正というのは検討させていただきたいと思ひますので趣旨としては今事務局の趣旨でございまして、コロナの影響があつたということも含めて我々はきちつと検討するということになるかと思ひます。

他の委員の方々いかがでございましょうか。意見ございますか、よろしゅうございますか。

確かに現状で十分に検討をし得る材料が揃つているのかというご指摘はごもっともだと思ひます。これはコロナの影響のもとで我々は想定して当初導入時想定していなかつた形のものを検討することになりますので、それからコロナの影響をどう見るかというところは個別の議論をしながらしっかり見ていくという必要があると思ひます。

また参照できる材料情報については先ほどの議論でも出ましたので、事務局の方でも少し深掘りをして情報を集めていただければと思ひます。

また検討スケジュールが限られているというのも非常にその通りだと思ひます。少なくとも、次回もう少し新しく出てきた情報を踏まえてきちつと皆さんで議論をしていきたいと思ひますので、事務局にはその準備をしていただくとともに、少し時間がございまして皆様方の方からその後、追加でお気づきの点等ございましたら事務局に用意していただいて資料をさらに準備をするということをしていただければと思ひます。

あと福岡市、北九州市の議論です。これも非常に重要なご指摘だと思ひます。本来であれば用途も含めてそれぞれの取り組み状況を検討し、県は何を担うのが望ましいのかという観点から新たな用途を検討するという必要かと思ひます。これは福岡市・北九州市の議論状況を私全く把握しておりませんしスケジュールもわかりませんが、可能な範囲で両市の運用状況とか取り組みの内容、これを共有させていただいて我々もそれを見ながら県のあり方を考えていければと思ひますので、そのあたりは他の委員の皆様、いろんなところで関わっておられてご存知のこともございまして、ぜひそのときにはいろいろ情報提供とご発言お願いできればと思ひます。

(事務局)

福岡市と北九州市についてですが、福岡市におきましては、同じく検討会議を5月29日に開催すると聞いております。北九州市についてはまだ公表されておりましたが、同じような形であると認識しております。

また、県と両政令市の役割分担についてですが、宿泊税の導入時に政治決着というお話が先ほどございましたけれども、税の配分とそれぞれの役割を両政令市と検討いたしまして、議論を重ねて調整を加えた上で最終的に50円、150円に決定したところでございます。

県と両政令市の役割分担について明らかにするというのはご指摘のとおりでございますので、両政令市とも今後協議いたしまして、この検討委員会の中でこういった形でお示しできるのかというのを考えさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(勢一委員長)

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

研究者の立場から本来一緒に議論した方がいいのかと思っていたぐらいなので、ぜひご尽力をいただければと思います。

それでは委員会の議事はこれで終了いたしました、皆様ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

勢一委員長ありがとうございました。

皆様におかれましては冒頭申し上げた通り本当に忌憚のないご意見をいただきました、本当にこの検討委員会の皆さんが自由にご意見いただける場となることを確信いたしました。

事務局の方も資料等少し足りない点もございましたので、しっかりご用意させていただきたいと思っております。

次回は7月26日の開催を予定しておりますが、委員長もおっしゃっていただきましたように何かお気づきの点等ございましたら、気兼ねなく事務局の方にお知らせいただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。